　　年　　月　　日

盛岡市長　様

（事業所名）

（担当居宅介護支援員名）

　　　生活援助中心型の訪問介護を一定回数以上居宅サービス計画に位置づけた

居宅サービス計画の「終了届出書」

先に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第１項第18の２号の規定に基づき、生活援助中心型の訪問介護を一定回数以上居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス計画書を提出しておりましたが、次の理由により該当しなくなりましたので、届け出ます。

記

１　対象者及び該当しなくなった理由等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  | 被保険者氏名 |  |
| 該当しなく  なった理由 | (１)　施設入所　　　(２)　入院　　　(３)　死亡  (４)　転居 　　　(５)　居宅介護支援事業所の変更  (６)　ケアプランの変更による（※ケアプランの変更点をかっこ内に記入）  (７)　その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 「(6) ケアプランの変更による」を選択した場合は以下にも記入し、変更後のケアプランの写しを提出してください。 | | | |
| 前回の要介護度 | 要介護 | 前回の利用回数 | 要介護 |
| 変更後の要介護度 | 回 | 変更後の利用回数 | 回 |
| 変更後の居宅サービス計画の  適用開始日 | 令和　　年　　月　　日 | | |

※　居宅介護支援事業所が変更になった場合は、新しい居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員がケアプランを提出してください。

　※　同事業所内で居宅介護支援専門員が変更となり、ケアプランの軽微な変更に該当する場合は終了届を提出する必要はありません。